

松江市公民館貸館利用再開に係る対応マニュアル (R2. 10. 7 改定)

1. 施設の利用にあたっての感染防止対策 (利用者をお願いする感染防止対策)

1. 施設利用にあたっては、感染防止策を徹底した上で、下記の(1)または(2)による人数のいずれか小さい方を限度とする。
 - (1) 収容要件について感染リスクの少ないイベント(各種講演会、各種展示会等)は収容定員の100%以内に緩和し、その他のイベント(スポーツイベント等)は50%以内とする。
 - (2) 人数上限については、5,000人または収容定員の50%のいずれか大きい方とする。
2. 発熱や咳などの症状がある方は、利用しないこと。
3. 入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三つの密(密閉、密集、密接)を発生させないこと。※
4. 発声等を伴う利用の場合は、人と人との距離を十分に確保すること。※
5. 四方を空けた席配置など十分な座席の間隔を確保すること。※
6. その他、必要に応じて、適切な感染防止対策(入場者数の制限や誘導、手指消毒の実施(手洗いの励行)、マスクの着用、室内の換気等)を行うこと。ただし、マスクを着用することで熱中症などの健康被害が発生する恐れがある場合は、人と人との距離を十分に確保し、人がいる方向に口が向かないようにする等、感染予防に留意した上で、適宜マスクを外してもよいものとする。また、熱中症予防として、こまめな水分補給や適宜休憩をとるようにする。
7. 利用者の代表者が利用者全員の氏名等を記載した一覧表を利用団体において保管し、万一、利用者に感染者等が発生し、保健所等から要請があった場合は、当該一覧表を提出し、保健所等が行う調査に協力すること。

※「対人距離」と「座席の配置」の取り扱いについて

原則は現行の取り扱いとし、感染減少期(概ね10日以上継続して感染者が確認されない等感染リスクの低下が顕著であり、制限緩和に支障がないと判断された場合)には、以下のとおり制限を緩和する。

(対人距離)

現行：最低1m(できるだけ2mを目安に)確保する。

緩和：密が発生しない(最低限人が接触しない)程度の間隔を確保する。ただし、大声での歓声、声援等が想定される場合は、十分な人と人との間隔(1m)を要することとする。

(座席の配置)

現行：最低1m(できるだけ2mを目安に)の間隔を開けて配置する。

緩和：家族等の一集団(5名以内)と他の集団との距離が十分な間隔(概ね1m以上)を空けて配置する。

2. 施設管理者(公民館)が実施する感染防止対策

- ① 上記1について利用者及び地域住民に周知徹底を図ること。
- ② 利用団体への周知文及び記載いただく名簿について、ひな形を参考に作成すること。

- ③ 施設利用人数が、上記1-1の人数を上限として利用を許可すること。
- ④ 利用団体等が入替わりごとに、手の触れる場所の消毒を行うこと。
- ⑤ 職員はマスクを着用すること(熱中症対策については、上記1-6ただし書以降に準ずる)。
- ⑥ トイレ、手すり、ドアノブ等不特定多数の人が使用する箇所の定期的な消毒を行うこと。
- ⑦ 手指消毒剤、手洗い石鹸水等の配置をすること。
- ⑧ 職員の日常的な健康管理(出勤前の検温等)を徹底すること。
- ⑨ 新型コロナウイルス感染症に関連する差別防止の周知・啓発を図ること。
- ⑩ 貸館利用者以外の施設利用者について、利用の実態に応じて、氏名等の情報を把握すること
(例:長時間滞在者(図書室利用者等)の受付名簿を作成)
- ⑪ 万一職員に感染者等が発生した場合には、保健所が行う調査に協力すること。
- ⑫ 施設利用者に接触確認アプリをインストールすることを促すこと。
- ⑬ ①~⑩の他、全公連の示したガイドラインを参考に、各公民館の実情に合わせた感染拡大防止対策を検討してください。

3. 公民館主催事業、諸団体が主催する行事について

上記1に準じて、実施の判断を行ってください。